

生地甲達第1号
生通甲達第1号
令和2年1月31日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

地域技能指導員等に関する運用要領の制定について

地域技能指導員等の運用については、地域技能指導員等に関する運用要領の制定について（平成22年生地甲達第22号。以下「旧通達」という。）により実施しているところであるが、技能伝承の更なる推進を目的として、別添のとおり見直したので運用上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、廃止する。

別添

地域技能指導員等に関する運用要領

第1 目的

この要領は、警察官の各種技能の向上を図るため、卓越した技能及び知識（以下「技能等」という。）を有する地域部門に属する警察官を地域技能指導員又は地域準技能指導員（以下「地域技能指導員等」という。）に指定し、その運用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2 地域技能指導員等の種別と任務

1 種別

(1) 地域技能指導員

- ア 職務質問技能指導員
- イ 山岳遭難救助技能指導員
- ウ 通信指令技能指導員

(2) 地域準技能指導員

- ア 職務質問準技能指導員
- イ 通信指令準技能指導員

2 任務

(1) 地域技能指導員

地域技能指導員は、次に掲げる方法等により警察官に対する指導教養を行うものとする。

- ア 自所属における指導教養
- イ 他所属からの派遣要請に基づく指導教養
- ウ 本部の地域課又は通信指令課の主催する会議、研修会、専科等における指導教養

(2) 地域準技能指導員

地域準技能指導員は、次に掲げる方法等により原則として自所属の警察官に対する指導教養を行うものとする。

- ア 通常勤務を通じた実戦指導
- イ 知識や体験に基づく教養資料の作成
- ウ 集合教養及びロールプレイング方式の教養訓練における指導

第3 指定と指定基準

1 地域技能指導員

(1) 指定

- ア 生活安全部長は、本部の地域課長又は通信指令課長（以下「担当課長」という。）が推薦した巡査部長以上の階級にある者の中から地域技能指導員にふさわしいと認められる地域警察官を選定の上、地域技能指導員指定書（別記様式第1号）により指定する。
- イ アの推薦は、地域技能指導員（職務質問・山岳遭難救助・通信指令）推薦書（別記様式第2号）によるものとする。

(2) 指定基準

ア 職務質問技能指導員

次のいずれにも該当する者で、上司、同僚及び部下からの信頼が厚く、指導力及び人格ともに優れ、将来の職務質問技能指導官としての素質を有すると認められるものとする。

- (ア) 地域住民にとって身近な犯罪の検挙活動を意欲的に推進し、職務質問による犯罪検挙実績が極めて優秀である者又は職務質問による犯罪検挙関係の表彰歴が他と比較して顕著である者
- (イ) 他都道府県警察での職務質問短期派遣研修会修了者又は警察庁若しくは管区規模による「職務質問専科」等を修了した者

イ 山岳遭難救助技能指導員

県内の山岳事情に詳しく、山岳遭難救助技術に卓越した技能等を有する者

ウ 通信指令技能指導員

次のいずれかに該当する者で、上司、同僚及び部下からの信頼が厚く、指導力及び人格ともに優れ、将来の通信指令技能指導官としての素質を有すると認められるものとする。

- (ア) 通信指令業務に精通し、卓越した通信指令技能等を有する者
- (イ) 他都道府県警察での委託研修修了者、全国通信指令・無線通話技能競技会出場者等
- (ウ) 福井県警察通信指令技能検定上級を取得している者

2 地域準技能指導員

(1) 職務質問準技能指導員

ア 指定

- (ア) 本部の地域課長は、自動車警ら隊長又は署長が推薦した者の中から職務質問準技能指導員にふさわしいと認められる地域警察官を選定の上、地域準技能指導員指定書（別記様式第3号）により指定する。
- (イ) (ア)の推薦は、職務質問準技能指導員推薦書（別記様式第4号）によるものとする。

イ 指定基準

職務質問による犯罪検挙実績が優秀である者又は職務質問による犯罪検挙関係の表彰歴が他と比較して顕著である者で、指導力を有し、将来の職務質問技能指導員としての素質を有すると認められる者とする。ただし、巡査（巡査長を含む。）の階級にある警察官においては、極めて優れた指導力を有する者とする。

(2) 通信指令準技能指導員

ア 指定

- (ア) 通信指令課長は、自動車警ら隊長又は署長が推薦した者の中から通信指令準技能指導員にふさわしいと認められる地域警察官を選定の上、地域準技能指導員指定書により指定する。
- (イ) (ア)の推薦は、通信指令準技能指導員推薦書（別記様式第5号）によるものとする。

イ 指定基準

巡査部長以上の階級にある地域警察官であって、福井県警察通信指令技能検定中級を取得しており、将来の通信指令技能指導員としての素質を有すると認められる者とする。

第4 効果的な運用

地域技能指導員等が配置されている所属長は、地域技能指導員等の技能伝承状況、その結果、好事例及び指導教養の効果を調査・検証するとともに地域技能指導員等が積極的な指導教養ができるよう、地域技能指導員等の勤務計画を必要により変更するなど、その効果的な運用に努めるものとする。

第5 派遣要請及び教養結果の報告

1 地域技能指導員の派遣

- (1) 所属長は、地域技能指導員の派遣を求めようとするときには、地域技能指導員派遣要請書（別記様式第6号）に基づき、生活安全部長に地域技能指導員の派遣を要請するものとする。
- (2) 生活安全部長は、地域技能指導員の派遣要請を受けたときには、派遣する地域技能指導員を選定し、当該地域技能指導員が属する所属長に対し、地域技能指導員派遣指示書（別記様式第7号）に基づき派遣を指示するものとする。

2 教養結果の報告

- (1) 1に基づく派遣を受けた所属長は、その結果を地域技能指導員指導結果報告書（別記様式第8号）により担当課長を経由して生活安全部長に報告するものとする。
- (2) 所属長は、所属内に配置された地域技能指導員等による指導・教養の効果をその都度検証するとともに、当該指導・教養による検挙等好事例があった場合は、地域技能指導員等による指導・教養結果報告書（別記様式第9号）により担当課長を経由して生活安全部長に報告するものとする。

第6 任期

地域技能指導員等の任期は、原則として人事異動等による他部門への配置換えまでとする。ただし、指定後においても担当課長及び担当課長が指定する者による面接や検挙実績及び指導実績の検証等を随時行い、その結果、地域技能指導員等にその任務遂行に適しない事由が生じたと判断したときには、生活安全部長は地域技能指導員を、担当課長は地域準技能指導員を、それぞれ解任することができる。

第7 名簿の作成

- 1 生活安全部長は、地域技能指導員を指定したときには、地域技能指導員（職務質問・山岳遭難救助・通信指令）名簿（別記様式第10号）を作成するとともに、各所属長に通知して周知を図り、地域技能指導員の積極的な活用に努めるものとする。
- 2 担当課長は、地域準技能指導員を指定したときには、地域準技能指導員（職務質問・通信指令）名簿（別記様式第11号）を作成し、生活安全部長に書面で報告するとともに、各所属長に通知する。

第8 記章及び腕章の着装

職務質問技能指導員及び職務質問準技能指導員は記章及び腕章を着装することとし、装着については職務質問技能指導員等記章及び職務質問技能指導者腕章の制式及び着

装要領の制定について（平成25年生地甲達第3号）に定めるところによるものとする。

別記様式省略